

岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム一般団体入会規則

(目的)

第1条 この規則は、岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「本会」という。）規約第6条第2項及び第8条の規定に基づき、本会の一般団体（行政機関及び社会福祉協議会を除く）の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 本会の会員として入会しようとする団体等からは、別紙1（入会申込書）及び別紙2（県・市町村・幹事団体からの推薦書）の提出を求めることとする。

- 2 前項の入会申込に対しては、事務局において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。
- 3 前項の入会の可否の決定に当たっては、主に以下の点を確認する。
 - 一 団体等の活動が孤独・孤立対策の推進に関連があること
 - 二 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと
 - 三 幹事団体の推薦があること
- 4 入会できる団体等は、NPO、社会福祉法人、財団法人、社団法人、任意団体、民間企業などとし、個人での入会は認めない。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第3条 本会の会員は、本会の管理する会員名簿に登録する。

- 2 前条の入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該会員は、遅滞なく別紙3（変更届）を事務局に提出しなければならない。
- 3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、原則、会員同士で共有されるとともに、公開されるものとする。

(退会事由及び手続)

第4条 会員は、別紙4（退会届）を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

- 2 本会規約第8条の定めにより、本会から除名された場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の再入会申込に対しては、事務局において再入会の可否を決定し、これを申込

者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は再入会を認めないこととする。

(改 廃)

第6条 この規則の改廃は、軽微な内容を除きプラットフォーム会議の決議をもって行う。

附 則

この規則は、令和5年2月27日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。